

北海道告示第10813号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年2月28日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年10月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

苫小牧市北栄町3丁目SC

苫小牧市北栄町3丁目1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM ホーマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成

札幌市中央区北8条西21丁目1番10号

株式会社ほしの 代表取締役 星野 邦夫

苫小牧市沼ノ端中央3丁目15番20号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置

（変更前）届出書添付図面「施設配置平面図（変更前）」に表示

（変更後）届出書添付図面「施設配置平面図（変更後）」に表示

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）9箇所（出入口9箇所）

（変更後）8箇所（出入口8箇所）

(4) 変更する年月日

平成28年9月1日

(5) 変更する理由

2つに分散していた隔地駐車場のうち、変更前隔地駐車場②の使用を止めるとともに、変更隔地駐車場①を拡大して、一体的な隔地駐車場とするため

2 届出年月日

平成28年8月10日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年10月28日（金）から平成29年2月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、苫小牧市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は苫小牧市へ問い合わせること。